

J-Styles 海外就活サポート PRO 申込同意書

1. (同意書)

申込希望者は本同意書を承諾の上、J-Style (以下「当社」といいます) に対し、海外就活サポート PRO のプログラム (以下「プログラム」といいます) を申し込みます。

2. (契約の申し込みと成立)

当社に対して本同意書に基づき、所定のプログラム申込書を提出し、当社が承諾の上、所定の申込金を受領確認したときをいいます。

3. (拒否事由)

当社は申込者から本同意書に基づくプログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数があるときは、申込者からの申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 申込者に海外渡航に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。
- (2) 申込者が未成年である場合、申込について親権者(両親等)の同意がないとき。
- (3) 申込者が希望する渡航先がビザ発給を制限した場合等、客観的に渡航が認められる可能性がないことが明らかとなるとき。
- (4) 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が海外に不適切であると当社が認めたとき。
- (5) その他、当社が不適切と認めたとき。

4. (プログラムの範囲)

プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

- ① 渡航手続き (住宅、就職、ビザ、航空券に関して)
- ② 語学学校手続
- ③ 海外留学保険加入手続
当社は海外留学保険の加入手続きを代行します。留学生を受け入れている学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なる為、海外留学保険には是非加入されるようおすすめします。なお、海外留学保険は別途料金となります。
- ④ オリエンテーション、など
- ⑤ 現地到着後の出迎え、サポート等 (到着後 1 ヶ月)
- ⑥ 帰国後の就職サポート

5. (必要書類)

申込者がプログラムに基づくサービスを受けるにあたり、渡航手続きに必要な書類は当社より別途ご案内いたします。申込者は指定された書類を指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社に提出ください。

6. (お支払い)

申込者はプログラム費用の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込むものとします。その際の振込手数料ならびに当社から申込者に対して返金する際の振込手数料は全て申込者の負担となります。申込者が当社指定の期日までに支払いを実行しない場合、当社は申込者に対するプログラムの提供を停止する場合があります。

7. (申込後の取消と返金)

申込者がプログラムの申込後に参加を取りやめる場合、当社への費用は、お申込後別途配布させて頂きます返金ポリシーに基づき対応させて頂きます。但し、語学学校等からの返金、渡航費、ビザ申請費用など当社への費用以外の返金対応に関しては関係各所の返金ポリシーに基づきます。

8. (各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込者より送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きを実行できなかった場合、当社は申込者に対して本同意書に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしかねる場合があります。また、その期日における当社の責によらない事由により当社に生じた費用および損失は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申込者は当社からの請求後、直ちにかかる費用および損失を当社に支払うものとします。

9. (免責事項)

- (1) 当社は次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者がプログラムに参加できなかった場合には、一切その責任を負いません。
 - ① 申込者の経歴・語学力が現地の受け入れ先、語学学校の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合。
 - ② 申込者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、ウイルス流行、などその他不可抗力による場合。
 - ④ 申込者が本同意書に違反した場合。
- (2) 申込者は渡航後、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは渡航先学校等の規則などに違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。渡航中のスポーツ等による事故は申込者本人の責となり、また特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込者本人の責任において加入手続きをおこなっていただきます。

10. (守秘義務)

当社では申込者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし万一の緊急事故対応及びサポートに備える為にのみ、当申込書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

11. (発行期日)

本同意書の内容は、2023 年 4 月 1 日以降に申し込まれるプログラム契約に適用されます。